

熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を次のように改正したいので、議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「熊本市立学校」の次に「（以下「学校」という。）」を、「高等学校」の次に「、特別支援学校」を加え、「（以下「学校」という。）」を削る。

第3条中「学校長」の次に「（園長を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

規則の対象に特別支援学校を加える等のため、熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第7号）について所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成14年教育委員会規則第7号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則〔健康教育課〕</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月29日 教委規則第7号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年熊本市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 条例第1条に規定する熊本市立学校（以下「学校」という。）とは、熊本市立の小学校、中学校、高等学校、<u>特別支援学校</u>、幼稚園及び総合ビジネス専門学校_____をいう。</p> <p>（災害の報告）</p> <p>第3条 学校長（<u>園長を含む。以下同じ。</u>）は、当該学校において勤務する非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）に公務上の災害が発生したと認めるときは、公務災害発生報告書に、医師の意見、定期健康診断の記録等、災害が公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる資料を添え、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>（認定及び通知）</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上生じたものであるかどうかの認定を行い、公務上生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に条例第2条の規定による通知をしなければ</p>	<p>熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則〔健康教育課〕</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月29日 教委規則第7号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年熊本市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 条例第1条に規定する熊本市立学校_____とは、熊本市立の小学校、中学校、高等学校_____、幼稚園及び総合ビジネス専門学校（以下「学校」という。）をいう。</p> <p>（災害の報告）</p> <p>第3条 学校長_____は、当該学校において勤務する非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）に公務上の災害が発生したと認めるときは、公務災害発生報告書に、医師の意見、定期健康診断の記録等、災害が公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる資料を添え、速やかに教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>（認定及び通知）</p> <p>第4条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上生じたものであるかどうかの認定を行い、公務上生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に条例第2条の規定による通知をしなければ</p>

ばならない。

(補償の請求方法)

第5条 補償(現に受けている補償の額の変更を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる補償の種類に応じ、当該各号に定める請求書を学校医等の勤務する学校長(学校医等が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した学校長)を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 療養補償 療養の給付請求書又は療養補償請求書
- (2) 休業補償 休業補償請求書
- (3) 傷病補償 傷病補償年金請求書又は傷病補償変更請求書
- (4) 障害補償 障害補償年金請求書、障害補償一時金請求書、障害補償年金変更請求書、障害補償年金差額一時金請求書又は障害補償年金前払一時金請求書
- (5) 介護補償 介護補償請求書
- (6) 遺族補償 遺族補償年金請求書、遺族補償一時金請求書又は遺族補償年金前払一時金請求書
- (7) 葬祭補償 葬祭補償請求書

2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)第20条第1項の規定により補償を受けようとする者は、前項の規定の例により未支給の補償請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(遺族補償年金の請求の代表者)

第6条 遺族補償年金又は遺族補償年金一時金(この条において「遺族補償年金等」という。)を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族補償年金等の請求及び受領についての代表者に選

ばならない。

(補償の請求方法)

第5条 補償(現に受けている補償の額の変更を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる補償の種類に応じ、当該各号に定める請求書を学校医等の勤務する学校長(学校医等が死亡し、又は離職した場合においては、その死亡又は離職の直前に勤務した学校長)を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 療養補償 療養の給付請求書又は療養補償請求書
- (2) 休業補償 休業補償請求書
- (3) 傷病補償 傷病補償年金請求書又は傷病補償変更請求書
- (4) 障害補償 障害補償年金請求書、障害補償一時金請求書、障害補償年金変更請求書、障害補償年金差額一時金請求書又は障害補償年金前払一時金請求書
- (5) 介護補償 介護補償請求書
- (6) 遺族補償 遺族補償年金請求書、遺族補償一時金請求書又は遺族補償年金前払一時金請求書
- (7) 葬祭補償 葬祭補償請求書

2 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)第20条第1項の規定により補償を受けようとする者は、前項の規定の例により未支給の補償請求書を教育委員会に提出しなければならない。

(遺族補償年金の請求の代表者)

第6条 遺族補償年金又は遺族補償年金一時金(この条において「遺族補償年金等」という。)を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を遺族補償年金等の請求及び受領についての代表者に選

任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

- 2 遺族補償年金等を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第7条 教育委員会は、第5条の請求書を受理したときは、必要な審査をし、補償をするかどうかの決定を行い、速やかに請求者に書面でその決定に関する通知をするものとする。

(所在不明による支給停止の申請等)

第8条 政令第11条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止をしようとする者は遺族補償年金支給停止申請書を、同条第2項の規定により支給の停止の解除の申請をしようとする者は遺族補償年金支給停止解除申請書及び年金証書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除をしたときは、当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書)

第9条 教育委員会は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当該年金たる補償を受けるべき者に対し、あわせて年金証書を交付しなければならない。

- 2 教育委員会は、すでに交付した年金証書の記載事項を変更するが生じた場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求

任しなければならない。ただし、世帯を異にする等やむを得ない事情のため、代表者を選任することができないときは、この限りでない。

- 2 遺族補償年金等を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、あわせてその代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を提出しなければならない。

(補償の支給方法)

第7条 教育委員会は、第5条の請求書を受理したときは、必要な審査をし、補償をするかどうかの決定を行い、速やかに請求者に書面でその決定に関する通知をするものとする。

(所在不明による支給停止の申請等)

第8条 政令第11条第1項の規定により遺族補償年金の支給の停止をしようとする者は遺族補償年金支給停止申請書を、同条第2項の規定により支給の停止の解除の申請をしようとする者は遺族補償年金支給停止解除申請書及び年金証書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除をしたときは、当該申請を行った者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書)

第9条 教育委員会は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当該年金たる補償を受けるべき者に対し、あわせて年金証書を交付しなければならない。

- 2 教育委員会は、すでに交付した年金証書の記載事項を変更するが生じた場合は、当該証書と引換えに新たな証書を交付しなければならない。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求

めることができる。

第10条 年金証書の交付を受けた者はその証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を教育委員会に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

第11条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を教育委員会に返納しなければならない。

(定期報告)

第12条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に負傷若しくは障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第13条 年金たる補償を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
- (2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次のいずれかに該当する場合
 - ア その負傷又は疾病が治った場合
 - イ その障害の程度に変更があった場合
- (3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があった場合
- (4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次のいずれかに該当する場合

めることができる。

第10条 年金証書の交付を受けた者はその証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を教育委員会に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

第11条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を教育委員会に返納しなければならない。

(定期報告)

第12条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回2月1日から同月末日までの間に負傷若しくは障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する報告書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第13条 年金たる補償を受ける者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合
- (2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次のいずれかに該当する場合
 - ア その負傷又は疾病が治った場合
 - イ その障害の程度に変更があった場合
- (3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があった場合
- (4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次のいずれかに該当する場合

ア 政令第10条第1項(同項第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減が生じた場合

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき(政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。)又は同号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他必要な資料を教育委員会に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、学校医等の災害補償に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

ア 政令第10条第1項(同項第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減が生じた場合

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき(政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。)又は同号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 前2項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他必要な資料を教育委員会に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、学校医等の災害補償に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。